

水産物輸入割当ての申請受付窓口について

〔貿易経済協力局貿易管理部農水産室〕

新型コロナウイルス感染症を巡る目下の状況を踏まえ、特例措置として、令和 2 年 3 月 30 日以降、令和 2 年 4 月 30 日までの間は、すべての品目及び輸入割当方式において郵送での申請も可能とします（状況に応じ更に延長する可能性があります）。

なお、以下の点に十分御留意ください。

- ・窓口で申請する場合に行われている本人確認を郵送での申請においても行いますので、窓口で申請書類を持参する予定であった者の氏名を証明できるものの写し（例：個人番号カード等の表面のコピー）を添付してください。なお、頂いた個人番号カード等のコピーは輸入割当証明書の交付時に返却します。
- ・申請書類に関して問い合わせをする場合がありますので、確実に連絡が取れる連絡先を別添の様式にご記入のうえ、添付してください。
- ・各品目の輸入発表で定める申請受付最終日までに当室に到着したものを有効とします。
- ・令和 2 年 3 月 30 日以降の商社割当て A2 及び先着順割当てにおける窓口での申請及び郵送での申請については、当室に到着した時間にかかわらず、すべて当室に到着した日に到着のものとして扱い、輸入割当申請数量の総計が輸入割当限度数量を超える場合には、抽選により順位を決定し、上位の者から輸入割当限度数量に達するまで輸入割当てを行います。
- ・郵送で申請された輸入割当証明書については、通常よりも交付までに時間を要する場合があります。

※今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、上記運用の変更があり得ます。

〒100-8901

東京都千代田区霞が関一丁目 3 番 1 号

経済産業省 貿易経済協力局貿易管理部農水産室（水産班） 宛て

「(品目名・輸入割当方式) 申請書類在中」と記載をお願いします。

※ 郵便事故等による未着の場合の対応は当室では行いません。

※ 送付書類の到着の確認が取れるよう、配達記録が残る簡易書留や、郵便局のレターパック等での送付を推奨します（返信用封筒についても同様）。

連絡先

割当方式 ()

申請者 (輸入者) 名		
担当者	会社名	
	氏名	
電話番号		

※申請書類に関して問合せをする場合がありますので、平日の午前9：30～12：00
及び午後1：00～5：00に確実に連絡がとれる連絡先を登録してください。
ご連絡が取れず、審査出来ない場合、割当てを行うことが出来ませんのでご留意くださ
い。